

## 報告

東日本大震災における一般職員特殊公務災害事案の基金支部長が非該当と判断して、後に該当となった事案

弁護士 土井 浩之

1 特殊公務災害とは、地方公務員災害補償法に定められている。警察職員、消防職員その他の政令で定める職務内容の者が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合に、遺族保障と遺族特別給付金が50%加算される制度である。災害時の避難誘導も含まれている。

実質的判断は、基金本部の補償課長が行うことになっており、処分庁は、任命庁の意見を添えて補償課長に照会を行う。不服手続は、地方公務員災害補償基金支部長が申請を判断し、同支部審査会、基金審査会へと審査請求、再審査請求を行う。

2 平成23年3月11日の東日本大震災においては、警察官や消防士だけでなく、多数の一般職員も、市町村の防災計画などに基づいて、住民の避難誘導の公務を指示され、その職務中に被災して死亡した。しかし、当初、一般職員については、特殊公務災害だとは認定されなかった。

当職は、被災公務員26名の遺族の審査請求、あるいは再審査請求の代理人として活動し、その他遺族や弁護士から相談を受けるなどして、30件を超える非該当の理由を目にした。

非該当の理由は、1)「厳格な証明」が必要であるとして、「厳格な証明」を目撃者という直接証拠がある場合に限定するという意味で運用がなされたこと、2)被災公務員が主観的にも生命に高度の危険があったと認識していたことが必要だとし、種々の事情を上げてそれを否定したこと、この2点が多く見られた。法律や通達にない要件を付加する不合理な理由である。また、非該当事案のすべてで、「善意善行」の場合は特殊公務災害に当たらないという説明がなされており、事案にそぐわない引用をしているという印象を持った。

3 当職が担当した代表事例は、南三陸町防災対策庁舎の事例と、仙台市若林区の職員の事例である。

南三陸防災対策庁舎の事例は、浸水予想区域の中に建てられた3階建ての防災対策庁舎に、地震発生とともに、町の防災計画に基づいて、職員が集められ、職員は情報収集をしながら住民に避難を呼びかけていた。津波に巻き

込まれて約30名が死亡した事例である。これも、要約すると「防災対策庁舎という建物にいたので、津波が来ても命を落とすことを予想していなかったと考える。」ということが不認定の理由として挙げられていた。担当した事案は、すべて宮城県支部審査会で特殊公務災害だと認定された。

仙台市若林区の事例は、地震発生後、30分を経過してから、命じられて海辺の荒浜地区へ避難広報活動に赴き、被災した。出発当時、既に10mを超える津波が来るという予想が報じられていた。

支部長段階で特殊公務災害が否定された理由は、被災場所が判然としない。特殊公務遂行中か否か判然としない。県道塩竈亘理線より内側（浸水予想区域）に入るなどの指示があった、内側で避難誘導活動をしたならば、それは善意に基づく善行であり、公務としての活動ではない。というものだった。

仙台市支部審査会も、特殊公務災害認定は厳格な証明が必要だとした上に、「生命身体に対する高度の危険」を冒してまでも避難広報をする指示であったと認めることはできないというものだった。

しかし、平成26年5月28日、基金審査会は、支部長、支部審査会の処分を取り消した。

肯定の理由は、被災公務員の活動が、特殊公務災害に該当するということに要件に沿って認定しただけだった。先にあげた不合理な理由については、検討さえしなかった。

異例の逆転認定にあたって、基金は、平成26年5月1日付で、被災3件と1政令指定都市の支部あてに、東日本大震災の特殊公務災害の事例にあたっては、無条件に再申請をすることができるという通達を出した。労働基準監督署の自庁取り消しという制度がない基金の手続きにおいて、公平を図るために運用面での工夫が見られた。

逆転認定に向けた活動としては、不合理な理由への反論に引きずられず、原則的な法律解釈による事実認定をすることを心掛けた。手続外の活動も行った。マスコミや国会議員に働きかけることでの世論喚起が効果的であったと感じる。事前準備としては、遺族や弁護士、マスコミなど、事件や職種の枠を超えて情報交換をした。津波被害の実態を伝える作業が必要だった。基金宮城県支部長である村井知事の活動も励まされたし、効果的だったと思う。

特殊公務災害は、公務員の士気を高めるほか、遺族感情を沈める機能、危険公務を命じた上司の感情を沈める機能など、様々な副次的機能があると感じられた。

特殊公務災害で亡くなった公務員の方々は、東日本大震災以降、自分の健康や家族を顧みずに不眠不休で奮闘したすべての公務員の象徴であると考え、すべての公務員の努力に報いたいという願いを込めて代理人として活動した。